

(2) 統合的アプローチによる水道水質の向上

① 水安全計画の策定の検討

水道ビジョンにおいては、安心・快適な給水の確保に向け、「統合的アプローチによる水道水質の向上」がアクションプログラムとして掲げられ、その実現のための具体的な方策の一つとして、水安全計画の策定による原水から給水に至るまで一貫した水質管理を徹底することが示されている。

厚生労働省では、水安全計画に基づく水質管理手法の国内での導入に資するため、「水安全計画策定ガイドライン」をとりまとめ、昨年5月に水道事業者等に通知し、平成23年頃までを目途に、水道システムに関する危害評価の実施と計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底を行うことを求めた。また、事業者における水安全計画の策定を支援するため、昨年9月には代表的な浄水処理工程を対象とした計画策定事例を紹介した「水安全計画ケーススタディ」を、また、同12月には中小規模の水道事業者においても比較的容易に水安全計画を策定できるよう「策定支援ツール」を、それぞれ事業者へ送付したところである。その他、水安全計画に係る講習会などの実施も検討しており、これらを通じて、水安全計画の我が国の水道への普及・定着を図りたいと考えている。都道府県等においても、各水道事業者等における水安全計画の策定に向けご協力願いたい。

② クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の推進

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じて、ろ過設備又は紫外線処理設備を整備する等の対応措置を講じることとし、平成19年3月、「水道施設の技術的基準を定める省令」を改正するとともに、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を定め、水道事業者等においてはこれらに基づき対策を進めていただいているところである。

平成8年以降は、水道水のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、凝集処理に問題が生じ、浄水から検出された事例もあることから、ろ過水の濁度管理等の徹底について引き続き配慮をお願いしたい。

なお、本年度より、水質検査計画の策定に当たり、原水の指標菌検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても当該計画に位置づけるようお願いしているところであり留意願いたい。

(3) 水質管理率100%プログラム

① 飲用井戸の衛生確保のための対策の推進

水道ビジョンにおいては、従前より貯水槽水道や飲用井戸等を含む小規模施設の管理を徹底することが課題とされ、「水質管理率100%プログラム」としてこれらの小規模施設の管理の充実を図ることがアクションプログラムとして掲げられて

きたが、さらに今年度策定した改訂版においては、対象の重点化を図りつつ計画的に施設の把握を進めることや、水質管理の向上のため利用者の関心を高めることが重要とされたところである。

近年においても依然として、飲用井戸をはじめとする水道法等の規制対象とならない小規模な施設において、水質基準を超過している事例が見られることから、これらの施設における衛生確保についての対応が急務となっている。

飲用井戸における水質検査の受検率は低い、水質基準に適合していない飲用井戸が多数存在し、感染症の発生等の問題も起きている。病原生物のみならず化学物質等においても、居住成人で直ちに影響が表れなくとも、乳児等では悪影響が表れる事案も起きており、今後とも、飲用井戸等の衛生対策については更なる向上を図ることが重要である。各都道府県におかれても、「飲用井戸等衛生対策要領」（最終改正：平成16年1月）により、飲用井戸等の衛生対策の徹底を図ることにつき、引き続き特段の配慮をお願いしたい。

② 貯水槽水道への指導等の推進

簡易専用水道を含む貯水槽水道については、水道法や都道府県等の条例・要綱等に基づき、その管理の改善に向けてさまざまな取組がなされているところであり、直結給水方式の推奨も含め、引き続き、水道事業者等とも連携しつつ、管理水準の向上に向けた指導等を推進するよう特段の配慮をお願いしたい。また、平成18年3月に貯水槽水道に関する管理運営マニュアルが作成(水道課ホームページに掲載)されているので、貯水槽の管理指導にあたって参考とされたい。

なお、改訂版水道ビジョンにおいては、貯水槽水道の管理の改善に向け、検査結果等の利用者への情報提供等が重要であるとされており、現在、厚生労働科学研究費を活用し、管理状況等の観点から貯水槽水道の格付けを行う「ランキング表示制度」の構築に向け検討を進めているところである。

(4) 鉛製給水管の適切な対策について

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきたが、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成19年12月付で「鉛製給水管の適切な対策について」を通知している。また、水道ビジョンにおいて、安心・快適な給水の確保に向け、「鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする」という施策目標を掲げている。各都道府県におかれては、鉛製給水管が残存している水道事業者に対し、鉛製給水管使用者等への広報活動、布設替計画の策定及び布設替えの促進を図るとともに、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握により、布設替えが完了するまでの水質基準の確保を図るよう引き続き指導をお願いする。

3. 水道計画指導について

(1) 水道事業者等への指導監督について

水道事業者等への指導監督については、平成12年度から水道事業の規模等に応じて国と都道府県が分担し、その業務を実施しているところである。

厚生労働省においては、平成13年度から厚生労働大臣認可に係る水道事業者等を対象に立入検査を実施しており、今年度は513事業の内58事業に対して、水道の管理体制の強化等に重点を置いて立入検査を実施した。また、今年度は、国設置の専用水道設置者2者に対しても立入検査を実施したところである。(平成20年12月末現在)

水質管理の高度化、施設の老朽化やその更新、環境対策、災害・テロ対策の強化など、水道事業等に要求される水準は非常に高くなっていることを踏まえ、より信頼される事業運営がなされるよう水道事業者等に対する指導監督体制の一層の充実を図ることとし、特に、水道技術管理者における水道施設の管理業務の適正な実施について、より一層の強化を図っていくこととしていることから、都道府県においてもその趣旨を御理解の上、管下水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。

また、平成14年度より毎年度、厚生労働大臣認可に係る水道事業等の水道技術管理者を対象として研修を実施しており、都道府県の水道行政担当部局に対しても、同研修会の資料を送付しているため、管下水道事業者等の水道技術管理者への研修などに活用されたい。

なお、今般各都道府県より指導監督(立入検査)の実施状況について報告いただいたところであり、そのとりまとめ結果については追って報告するので、今後の指導・監督業務の参考とされたい。

(2) 水道の広域化について

社会情勢の変化等を踏まえ、財政・技術的に基盤の脆弱な水道事業体の運営基盤の強化を図るため、従来行ってきた施設の一体化による広域化に加え、経営の一体化、管理の一体化などを含めた「新たな水道広域化」を水道ビジョンの重要な施策として位置付けたところである。

このため、平成20年7月水道課長通知「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」において、水道整備基本構想については、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、現実方策の検討といった地域水道ビジョンに記載すべき事項を作成要領に追加して、都道府県の作成する地域水道ビジョンとして位置づけられる内容に見直し、広域的水道整備計画についても本通知の記3(6)に示す構想の視点を取り入れて検討することが望ましいとした。

また、新たな水道広域化推進のため、様々な広域化の選択肢の中から、地域の実情に応じた広域化形態を検討し、実行に移すための手順や材料を提供するため、平成17年度より3ヵ年計画で、福島県、愛知県、大阪府、岡山県の4府県をモデル地域として、広域化についてのケーススタディを実施した。このケーススタディの結果や調査で得られた具体的な検討手法や各種知見を整理し、平成20年8月「水道広域化検討の手引き」を作成、公表したところである。

都道府県においては、本通知や本手引きを活用し、水道整備基本構想若しくは都道府県版水道ビジョン、広域的水道整備計画などを策定、改訂することをお願いする。

なお、「広域的水道整備計画」は、36道府県71地域で策定（平成20年12月末現在）されているところであるが、近年の市町村合併や水資源開発基本計画の改定等により、計画策定時と大幅な乖離を生じている計画が一部見受けられるため、その点についてもあわせて見直しをお願いする。

（3）水資源開発基本計画について

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（フルプラン）については、国土交通省水資源部が中心となり、水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を吟味した上で改定されることとなっている。これまで、吉野川水系については平成14年2月、木曾川水系については平成16年6月、筑後川水系については平成17年4月、豊川水系については平成18年2月、利根川・荒川水系については平成20年7月に全部変更された。淀川水系の全部変更については平成20年6月に国土審議会水資源開発分科会の審議が行われ、手続きが進められているところである。また、今年度末までに、利根川・荒川水系、木曾川水系の一部変更、吉野川水系の中間評価が行われる予定であるので、関係都道府県においては、計画改定等についての協力をよろしくお願いする。